

堺市障害者自立支援協議会 区障害者自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年3月29日制定。以下「規約」という。）第3条に定める区協議会の運営等に関することについて必要な事項を定める。

(区協議会事業)

第2条 区協議会は、次の事業を行う。

- (1) 市協議会への報告、提案に関する事
- (2) 地域の状況、ニーズ動向の把握に関する事
- (3) 困難事例への対応に関する事
- (4) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事
- (5) 指定相談支援事業所連絡会への協力に関する事
- (6) その他区域における障害者の相談支援に関する事

(構成)

第3条 区協議会は、次の各号に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。

- (1) 区障害者基幹相談支援センター
- (2) 地域福祉課
- (3) 子育て支援課
- (4) 保健センター
- (5) 子ども相談所
- (6) 障害者更生相談所
- (7) こころの健康センター
- (8) 発達障害者支援センター
- (9) 指定相談支援事業所連絡会
- (10) その他区協議会が適当と認める者

(役員)

第4条 区協議会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- 2 区協議会に、次の役員を置くことができる。
 - (1) 副代表 2名以内

(選出方法及び職務)

第5条 代表は、委員の互選により選出する。

- 2 代表は、区協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副代表は、代表が任命する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、代表が招集し、議長となる。

- 2 会議は、第2条に規定する事項について協議する。
- 3 代表は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の開催は、原則毎月1回とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。